

おわりに

たかさき市民討議会VOICE2013では「考えよう！暮らし続けたい街、たかさき〜つながりから始まるまちづくり〜」をテーマに、自らが住む地域について振り返り、これから暮らしやすい地域への必要なつながりについて考えていただきました。

私たちは決して一人で生きて行く事は出来ないと思います。家族、友人、仕事、地域の仲間。それぞれが助け合い、また時には意見の相違によってぶつかる事もあるかもしれません。しかし最終的には自らが暮らしやすい地域にする為には絶対に必要な事、「つながり」。人と人、地域と地域、この「つながり」がしっかりしている事で喜びややりがい、切磋琢磨が生まれ自らとその仲間が成長していくのではないかと思います。

普段皆様が何気なく暮らしているこの高崎。「こうであればいいな」「もっとこうしたら良いのに」と理想はあるはずです。この討議結果は、高崎の将来を変えていく重要な施策につながる第一歩と言えましょう。

今回の討議結果は、必ずしも実現が約束されているわけではありません。しかしながら誰かの背中を押し、高崎を変えようと奮起する市民を生むのではないかと考えております。皆様は参加前よりも自分たちが住むまち高崎について考え、愛着が増し、そしてまちを変えようと意識されたのではないかと考えています。

是非、この機会だけで終わらせることなく、今後自分たちそして高崎の将来の為に率先して行動をしていただきたいという強い思いが止みません。

ご参加下さいました皆様におかれましては、今後より一層のご健勝とともに、高崎市全体が発展していくことを御祈念申し上げ、まとめとさせていただきます。高崎市民として誇れる高崎へと向かえますように。

たかさき市民討議会VOICE2013実行委員会
事務局長 飯野 陽彦

〈参考資料〉

たかさき市民討議会VOICE2013実行委員会メンバー

実行委員長	宮田 誠	(高崎青年会議所)
副実行委員長	清水 大助	(高崎青年会議所)
事務局長	飯野 陽彦	(高崎青年会議所)
事務局次長	池田 貴明	(高崎青年会議所)
事務局次長	田胡 徹也	(高崎市役所)
事務局情報提供調整担当	櫻井 和博	(高崎市役所)
事務局運営	舘野 浩章	(高崎青年会議所)
事務局会計	安藤 正和	(高崎青年会議所)
事務局広報	反町 大	(高崎青年会議所)
事務局書記	町田 真由美	(高崎青年会議所)
実行委員	竹内 歳雄	(高崎青年会議所)
実行委員	小林 正史	(高崎青年会議所)
実行委員	平湯 聡	(高崎青年会議所)
実行委員	神宮 靖	(高崎青年会議所)
監事	高井 俊一郎	(高崎青年会議所)

以上 15名

「たかさき市民討議会VOICE2013」の実施に関する協定書

公益社団法人高崎青年会議所（以下「高崎JC」といいます。）と高崎市（以下「市」といいます。）は、無作為に抽出された市民がまちの課題を討議する市民ワークショップ「たかさき市民討議会VOICE2013」（以下「市民討議会」といいます。）を協働して実施するに当たり、次のとおり協定を締結します。



1 協定の総則

本協定は、「市民討議会」の実施及びその手法の効果の検証・評価に関し、高崎JCと市の関係や役割分担、相互協力の内容などを定めるものです。

2 協働に関する原則

高崎JCと市は、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等なパートナーの関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を作ります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報は「市民討議会」の実施のためにのみ利用し、適切な保持管理を行います。
- (5) 中立性・公平性を保ち、双方の納得がいく形で「市民討議会」を実施します。
- (6) 双方の役割で得た情報は、迅速に共有できるように努めます。
- (7) 「市民討議会」の手法の効果について、ともに検証・評価します。
- (8) 過程や結果、手法の効果などを市民に広く情報公開します。

3 役割と責務

(1) 高崎JCの役割と責務

ア 実行委員会の設置及び運営に関すること

「市民討議会」を円滑に実施するため、「たかさき市民討議会VOICE2013実行委員会」（以下「実行委員会」といいます。）を設置し、運営にあたります。

イ 広報活動等に関すること

「市民討議会」を広く周知するため、広報活動を行います。

ウ 個人情報の保護に関すること

「市民討議会」を実施する上で知り得た個人情報は、高崎市個人情報保護条例と別紙「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に基づいて、適切な管理を行います。

エ 案内状の発送に関すること

対象者への案内文の発送と参加者の取りまとめを行います。

オ 経費の負担に関すること

「市民討議会」に係る経費のうち350,000円を負担します。

(2) 市の役割と責務

ア 実行委員会への参加に関すること

実行委員会に委員及び事務局として職員が参加します。

イ 広報活動等に関すること

「市民討議会」を広く周知するため、広報紙等を活用し、広報活動を行います。

ウ 対象市民のリストの抽出に関すること。

住民基本台帳から無作為抽出を行い、抽出した市民への案内文書の送付及び参加者のとりまとめに協力します。

エ 情報提供に関すること

実行委員会に対し、「市民討議会」実施に必要な情報について事前協議を経て情報提供をします。

オ 場所の確保に関すること

市民討議会会場及び開催に必要な会議室等の場所の確保に協力します。

カ 関係団体との調整に関すること

テーマに関する関係市民団体などとの必要な調整に協力します。

キ 報告された内容の検討に関すること

報告書の内容を真摯に検討し、市政に活かすよう努めます。

ク 経費の負担に関すること

「市民討議会」に係る経費のうち350,000円を負担します。

4 協定の有効期限

本協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年12月31日までとします。

5 その他

本協定に定めのない事項で、市民討議会を実施する上で必要と認められるものについては、高崎JCと市が協議して定めるものとします。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、高崎JCの代表者と高崎市長が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとします。

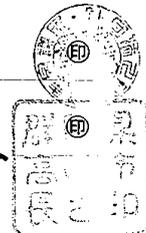
平成25年4月9日

公益社団法人 高崎青年会議所 理事長

宮田 誠

高崎市長

富岡 賢治



「たかさき市民討議会VOICE2013」実行委員会運営要綱

(設置)

第1条 「たかさき市民討議会VOICE2013」(以下「市民討議会」という。)を円滑に実施するため、たかさき市民討議会VOICE2013実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民討議会の企画・運営に関すること。
- (2) 市民討議会の報告書の取りまとめ、提出等に関すること。

(構成)

第3条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 高崎青年会議所会員
- (2) 高崎市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、実行委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成25年12月31日までとする。

(委員長)

第5条 実行委員会に、委員長を置く。

2. 委員長は、委員の互選によって選任するものとする。
3. 委員長は、実行委員会を総理する。
4. 委員長が不在のときは、その任務を代理する者を委員の互選によって選任するものとする。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、実行委員及び事務局委員による全体会議とする。

2. 全体会議は、委員長が招集し、議長となる。委員長不在の場合は委員長に指名されたものを議長とする。
3. 全体会議は、第2条に規定する事務のうち、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 市民討議会の名称決定
 - (2) 実行委員会運営要綱の決定
 - (3) プログラムの決定
 - (4) 市民討議会のPR
 - (5) 無作為抽出による参加者の決定
 - (6) 情報提供者の決定
 - (7) 案内状の発送
 - (8) 市民討議会開催当日の運営

(9) 報告書の決定、提出

4. 全体会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 実行委員会に事務局を設置し、所在は高崎市高松町35番地1 高崎市役所総務部地域行政課内とする。

2. 事務局に事務局長を置く。

3. 事務局は、第2条に規定する事務のうち、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 会計、庶務

(2) 実行委員会のメーリングリストの構築、管理

(3) 各種資料の作成、印刷、配布

(4) 広報及び参加者、傍聴者への対応

(個人情報保護)

第8条 実行委員会は、市民討議会を実施する上で、知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、高崎市個人情報保護条例及び別に定める「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に基づいて個人情報の保護を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月9日から施行する。

たかさき市民討議会 VOICE 2013

参加のお願いが届きましたら、ぜひご参加ください。
あなたの意見が高崎市を一步前に進めます。

討議テーマ 『考えよう!暮らし続けたい街 ~つながりから始まるまちづくり~』

開催日時
1日目 9月7日(土) 午後 1:00~午後 5:00
2日目 9月8日(日) 午前 9:00~午後 5:00

会場 高崎市総合保健センター2階 第1会議室(高崎市高松町5番地28)

市民討議会とは

- **目的** 様々な市民の声をまちづくりに生かすため行います。
- **参加討議者の無作為抽出** 無作為抽出により選出された1300人の市民に案内状を送ります。返信をいただいた方の中から抽選で50名を参加者として決定します。
- **参加討議者の有償制** 参加討議者には参加報酬として手当を支給します。
- **専門家による情報提供** 討議(話し合い)の前に複数の専門家などから情報や意見を聞きます。
- **参加討議者が討議・意見集約** 参加討議者のグループ討議により意見を抽出・集約し、合意形成します。
- **討議結果(報告書)の提出・公表** 討議結果は報告書にまとめ、行政に提出・ホームページなどを通して公表します。



主催: たかさき市民討議会VOICE2013実行委員会
公益社団法人高崎青年会議所/高崎市

問合せ先 たかさき市民討議会VOICE2013実行委員会事務局
〒370-8501 高崎市高松町35番地1 高崎市役所 地域行政課内
TEL 027-321-1206 FAX 027-321-1190

たかさき市民討議会は公益社団法人高崎青年会議所と高崎市が協働で開催しています。

たかさき市民討議会 Q&A

Q 専門知識がないので不安です。

A 討議(話し合い)の前に、専門家などによりテーマに沿った情報を提供しますので専門知識がなくても問題ありません。
専門家でない、一般市民の意見を求めるのが市民討議会です。

Q なぜ参加報酬を支払うのですか？

A 市民討議会に二日間参加していただいた方には、参加報酬をお支払いします。
報酬を支払うことによって、「仕事」として責任ある発言をしていただきます。

Q 自由に意見が言えないのでは？

A 市民討議会では、少人数(5~6人)のグループに分かれてテーマに沿って討議していただきます。
少人数で討議することにより発言の機会が増します。

Q 自分の意見がどのように反映されますか？

A あなたのご意見は、市民同士で話し合いを行うことで市民討議会の意見として集約されます。同会の意見は、報告書として高崎市に届けられ、市が具体的な政策立案を行う上の参考とします。

手順とスケジュール

市民討議会に参加できる方

参加承諾書を記入の上、返信用封筒を利用し、**7月31日**までに
投函(切手不要)してください。
または、FAXにてご返信ください。(FAX 027-321-1190)

8月中頃に参加依頼書と資料をお送りいたします。
(参加希望者多数の場合、抽選とさせていただきます)

9月7日・8日に会場へお越しください。
両日参加で報酬金4,000円をお支払いいたします。
8日の昼食はこちらでご用意します。

市民討議会に参加できない方

不参加の場合は、返信の必要はありません。

◆ 過去開催について

- たかさき市民討議会VOICE2009（第一回）
開催日：平成21年10月3日（土）、4日（日）
会場：高崎市役所20階 研修室・会議室
テーマ：『語ろう高崎 ー魅力ある都市を目指してー』
参加者：27名

- たかさき市民討議会VOICE2010（第二回）
開催日：平成22年8月28日（土）、29日（日）
会場：高崎市役所20階 研修室・会議室
テーマ：『図書館の底力 ー知れば知るほど面白い知識の宝庫ー』
参加者：25名

- たかさき市民討議会VOICE2011（第三回）
開催日：平成23年9月3日（土）、4日（日）
会場：群馬音楽センター 第一会議室
テーマ：『描き出そう！私たちのまち高崎ー想像×創造＝未来像』
参加者：41名

- たかさき市民討議会VOICE2012（第四回）
開催日：平成24年9月8日（土）、9日（日）
会場：高崎市役所20階 研修室
テーマ：『中心市街地活性化を考える ーまちなかづくりはみんなが主役ー』
参加者：32名